

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿抄本
行政機関等の名称	函館市選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局選挙課
個人情報ファイルの利用目的	選挙の際に利用する。
記 録 項 目	1住所, 2氏名, 3生年月日, 4性別
記 録 範 囲	・ 年齢満18年以上の日本国民 ・ 選挙人名簿への登録日の3ヶ月前から、引き続き同一の市区町村の住民基本台帳に記録されていること、または引き続き同一の市区町村の住民基本台帳に3ヶ月以上登録されて、転出後4ヶ月を経過していないこと
記 録 情 報 の 収 集 方 法	新たに要件を満たした方は、定期的に開催される選挙管理委員会にて登録する
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは、選挙管理委員会事務局選挙課（21-3594）にお問合わせください。
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－

個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	